

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 漁家レストラン用

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン



検索

< URL : <https://www.e-survey.go.jp> >

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。
なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

(1) 調査の対象

「漁家レストラン」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。「漁家レストラン」とは、食品衛生法に基づき飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の人に自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得る事業をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

(3) 記入上の注意

- 同封の「**記入の仕方**」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げ**て記入してください。
- 複数の漁家レストランを運営している場合
 - 漁業者（個人、団体）の方は、**複数の漁家レストラン分を合算して記入**してください。
 - 漁業協同組合等の方は、**封筒の宛先の漁家レストラン分のみ記入**してください。

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 漁家レストランの概要 太枠の中をご記入ください。

- (1) 漁家レストランはどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、「2」及び「3」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②
	漁業協同組合等		・水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等	③

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												

- (2) 令和4年度の漁家レストランの年間営業日数を記入してください。現在、休業又は廃業している場合でも、令和4年度に1日でも営業していれば、本調査の対象となります。なお、1日1時間でも営業すれば1日とします。

102	年間営業日数		日
-----	--------	--	---

0日の場合は、以下の設問に進んでください。

1日以上の場合は、次の設問（3）に進んでください。

漁家レストランを休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和 年 月 から 令和 年 月 まで 休業・廃業

例) 令和4年4月から令和4年5月まで (休業)・(廃業)
令和4年4月から令和 年 月まで 休業・(廃業)

調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

- (3) 令和4年度の漁家レストランの年間売上金額を記入してください。なお、売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

103	年間売上金額	億	千万	百万	十万	万	万円

104	売上金額なし	①
-----	--------	---

※1 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

※2 施設に併設された水産物直売所及び漁家民宿の売上金額は含みません。

例) ・1万円単位の記入方法：売上金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：売上金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

- (4) 令和4年度の漁家レストランの年間利用者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

105	年間利用者数	500人未満	①
		500～1千人未満	②
		1千～5千人未満	③
		5千～1万人未満	④
		1万～2万人未満	⑤
		2万人以上	⑥

【年間利用者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその人数を算出してください。

$$\begin{aligned} & \text{年間利用者数} \\ & = 1 \text{日当たりの利用者数} \times \text{年間営業日数} \end{aligned}$$

例) ・1日当たりの利用者数が約30人で、年間営業日数が60日の場合
年間利用者数：30人×60日＝1,800人
→1千～5千人未満の番号「3」に○を記入

2. 他産業との連携状況

漁家レストランにおいて他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	農協又は農林業者	①	306	外食産業	①	311	行政機関	①	
302	製造業	食品製造業	①	307	観光産業	①	312	他産業と連携していない	①
303		飼料・肥料製造業	①	308	IT・サービス業	①			
304		その他製造業	①	309	その他の産業	①			
305	流通・販売業	①	310	大学、試験研究機関等	①				

※単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。

3. 従事者の状況

- (1) 令和4年度に漁家レストランの経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者・代表者含む) ①		雇用 ②			従事者計 ①+②	
					常雇い		臨時雇い		
201	男	65歳未満		人		人		人	
202	性	65歳以上		人		人		人	
203	女	65歳未満		人		人		人	
204	性	65歳以上		人		人		人	

※1 「役員」には、経営者や漁業協同組合の漁家レストランに携わった職員も含まれます。

役員・家族①の記入例)

- ・漁業者 → 役員、家族、経営者、代表者の人数を記入
- ・漁業協同組合等 → 役員、代表者、漁家レストランに携わった職員の人数を記入

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) (1)の②の令和4年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家レストランに従事した分を記入してください。

205	年間雇用労賃	億	千万	百万	十万	万	万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家レストランに係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

- 例) ・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円 (千の位を切り上げ)
 ・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円 (1万円に切り上げ)

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

返信用封筒には秘密の保護のため、漁家レストランの名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。